

福井県

生活衛生営業指導センター のご案内

私たちは、福井県の生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて、
衛生水準の維持向上を図り、利用者や一般消費者の利益を守っています。



経営相談

経営全般にわたる相談を行っています。

Sマーク推進

標準営業約款(通称Sマーク)
の登録を行っています。

研修会等

各種研修会後継者育成支援
などを行っています。

情報収集・発信

経営等に関する各種調査や、
情報発信を行っています。

福井県生活衛生営業指導センターは、生衛法(生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律)に基づき、福井県知事から指定された公益財団法人で、生衛業の振興のためにさまざまな事業を実施しています。

経営相談

お気軽にご利用ください。

日時 月曜日～金曜日(祝日除) 午前9時～午後4時

場所 当指導センター(福井県職員会館ビル3階)



地域別「なんでも相談会」

日時・場所は別途お知らせします

Sマーク推進

理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食のお店を対象に、生衛法に基づく「標準営業約款登録店」の登録を行い、Sマークを交付しています。(後記参照)



クリーニング師研修

クリーニング業法に基づき、クリーニング師研修・業務従事者講習を実施しています。



経営特別相談員活動支援

生衛業者の身近な経営、融資相談等を行う経営特別相談員の活動を支援するとともに、資質向上と融資業務に関する研修会を開催しています。

後継者育成支援

生衛業の後継者育成のため、高校生インターンシップやイベント支援等を実施しています。



各種調査

全国生活衛生営業指導センターからの委託を受け、生衛業の経営状況や、景気動向について、年4回調査を実施しています。

情報発信

広報誌「ふくい生衛だより」を発刊するとともに、ホームページによる情報発信を随時行っています。

生活衛生業（生衛業）とは？

国民の日常生活に密着したサービスや商品を提供し、私たちの身边にあって暮らしを支えている営業で、生衛法に基づき定められた業種（理容、美容、クリーニング、公衆浴場、興行場、旅館ホテル、飲食店、喫茶店、食肉販売など）を総称して「生衛業」と呼んでいます。

この営業を行うためには、理容師法、食品衛生法など各業種の法律に基づき、許可を受け、または届出をすることが必要です。



理容店



美容店



クリーニング店



公衆浴場



興行場



旅館・ホテル



料理店



すし店



めん類店



喫茶店



飲食店



社交業



氷雪販売業



食肉販売店



中華料理店

生活衛生同業組合が生衛業をサポート

生衛業界の振興発展と利用者・消費者の利益擁護を図るため、生衛法に基づき、業種ごとに「生活衛生同業組合」が設立されています。

生活衛生同業組合は、生衛業を経営される方のために衛生水準向上と経営の健全化を図る目的で活動しています。

生活衛生同業組合に加入すると……

- 1 日本政策金融公庫の**生活衛生融資**を有利な条件で利用できます。
- 2 各種**共済・保険**に有利な条件で加入できます。
- 3 衛生講習会などの**各種講習会**や**研修会**に参加できます。
- 4 **カラオケ使用料**が割引になります。（関係業種）
- 5 業界の**最新情報**を知ることができます。 などなど

生衛業の皆さん、
生活衛生同業組合に
加入しましょう！



スマホで
全国の生衛情報を
ゲットしよう

全国生活衛生営業指導センターのアプリ
「せいえいNAVI」で、生衛業関連の最新情報や
先進事例の検索、お店の経営診断ができます。



(iPhone版)



(android版)



Sマークの登録を推進しています

標準営業約款制度は、消費者の皆さんが安心してお店を利用できるよう作られた制度です。
Sマークの店は「標準約款に従って営業します」と宣言して、厚生労働大臣に認められたお店です。
対象：理容店、美容店、クリーニング店、めん類飲食店、一般飲食店



Sマークは3つの約束

Safety

【安全】

万一事故の際には、賠償基準に基づき的確に対応します

Standard

【安心】

サービス内容を明確に表示し、確かな技術を提供します

Sanitation

【清潔】

施設・設備の厳しい基準を守って、衛生管理を行っています

消費者の皆さん、これからもSマークのお店をご利用ください！

日本政策金融公庫の融資のご案内

日本政策金融公庫は、生衛業の皆さんのが衛生面の向上、経営の近代化を図るため、お店の新・増・改築や、器具・備品購入等に必要な資金を、長期・低利で融資しています。

一般貸付

非組合員や新規開業者が利用できます。

使途は設備資金に限られます。

申込額が500万円を超える場合には、当センター理事長の推薦書が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員が一層有利な条件で利用できます。

使途は設備資金または運転資金です。

組合の理事長が発行する証明書が必要です。

生活衛生改善貸付

1年以上の事業実績がある従業員5人以下の会社または個人が無担保・無保証で利用できます。

生活衛生同業組合の6か月以上の経営指導に基づき、必要な運転資金や設備資金が対象です。

組合の推薦が必要です。

※ 融資条件や申込手続など詳細は、当センター・各生活衛生同業組合・公庫にお問い合わせください。

(日本政策金融公庫 福井支店 0776-33-1755、武生支店 0778-23-1133)

公益財団法人

福井県生活衛生営業指導センター

〒910-0003

福井市松本3丁目16-10 福井県職員会館ビル3階

Tel 0776-25-2064 Fax 0776-25-2074

Email fukucenter@seiei.or.jp URL https://www.seiei.or.jp/fukui



アクセス

●JR福井駅からタクシー

約5分

●福井ICから車

約20分

●えちぜん鉄道三国芦原線西別院駅から徒歩

約5分

